

タイトル	中国におけるグリーン貸付政策：主要アクターとしての銀行業の課題
著者	袁，雪純；伊藤，昭男
引用	北海商科大学論集，2(1)：10-25
発行日	2013-02

中国におけるグリーン貸付政策—主要アクターとしての銀行業の課題

On Green Credit Policy in China: The subjects of banking as a main actor

袁雪純 Yuan, Xuechun ・ 伊藤昭男 Ito, Akio

要旨

本稿の目的は、中国におけるグリーン貸付政策に関する課題を主要アクターである銀行業の観点から考察することである。考察によって明らかとなった課題は、第一に中国のグリーン貸付融資政策を発展させるためには主要アクターである銀行業の企業統治の向上が不可欠であること、第二はその具体的課題には組みみリスクを軽減するための課題と、銀行の内部改革という両輪的課題が存存在し、その同時推進が必要であることである。なお、本稿では上記に加えて中国における環境融資政策の特色とステークホルダーの関係構造についても明らかにした。

キーワード：グリーン貸付、中国、銀行、企業統治、イノベーション

Abstract

The purpose of this paper is to consider subjects of banking as a main actor on Green Credit Policy in China. As the results, it clears that the following points are two important subjects of banking for the development of Green Credit Policy in China. The one is a progress of cooperate governance on banking. The other is a synchronous propulsion to reduce many kinds of risks and the internal innovation on banking organizations. Furthermore, this study clears that the feature of environmental financial policy in China and the relative structure of its stakeholders.

Keywords : green credit policy, China, bank, cooperate governance, innovation

1. はじめに

環境問題は、経済学では外部不経済として取り扱われ、市場メカニズムでの解決は、はなはだ困難とみなされてきた。したがって環境問題の解決には政府の果たす役割が重要であり、政府は図1に示すように大きく分けて規制的手段と経済的手段という二つのアプローチを適宜用いるべきであると考えられている。ここで規制的手段とは政府が企業の生産量や汚染排出量を直接規制・強制する方法であり、経済的手段とは企業の市場を通じた利潤追求姿勢を利用して汚染量を減少させようという方法であり、通常、環境税と補助金とが挙げられる。日引聡・有村俊秀（2002）によれば、規制的手段および経済的手段のいずれを用いても、社会的利益を最大化しうるが、政府の失敗による規制の非効率性を考えると、補助金制度や規制的手段よりも環境税が望ましい政策手段とみなされる。このようにこれまでの環境経済政策においては政府の直接規制、環境税、補助金が主要手段として考えられてきた。しかしここにきて新たに間接的な経済的手段とみなせる銀行貸付、いわゆる環境融資（広くは投融資まで含めた環境金融という呼び方もなされているが、本稿では環境融資と呼称する）という手段への取組がアメリカ、ドイツ、オランダ、イギリス、カナダ、日本など多くの国において進められ、注目されてきている。例えばドイツにおいては、ドイツ政府と政策性銀行であるドイツ復興銀行(kfw)による利息補助支援の下、商業銀行が多くのグリーン・プロジェクトを支える金融の梃子効果を發揮しており、また日本においては政策性銀行である日本政策投資銀行が「国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）」に参加後、「環境格付」による融資制度を開発し、実施している¹⁾。

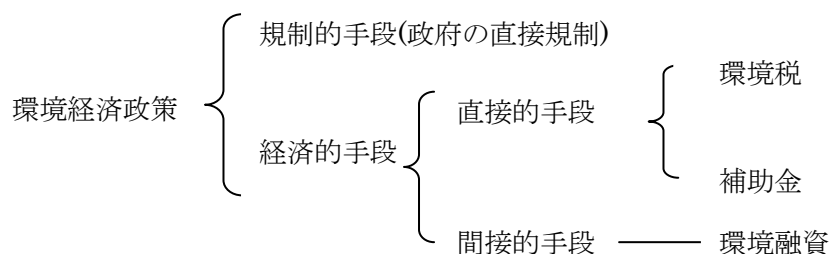


図1 政府が志向しうる環境問題対策メニュー

こうした動きは急速な経済発展に伴い環境問題が今や焦眉の急の問題となっている中国にも波及しており、中国政府も積極的な取組を行っている。中国における環境融資の開始は2005年12月の「関与実行科学発展観加強環境保護的決定」の発布とみなせる。その後、2007年7月には中国における基本的なグリーン・クレジット政策である「関与実行環境保護政策法規防範融資リスク的意見」が発布された。さらに近々の2012年2月24日には中国国内のあらゆる金融機関を対象に環境融資の実行を求めるべく、中国銀行業監督管理委員会²⁾によって「綠色信貸指引（グリーン貸付指針）」が発布され、今日に至っている。環境融資の概念

整理の観点からみると、中国の環境融資は日本やヨーロッパにおける環境融資とは異なっている。すなわち、日本やヨーロッパの環境融資は、環境プロジェクトの支援として行う場合と、融資制度においてはこれまで非財務情報であった「環境」要素を取り込んで行う場合のいずれかに分類される。これに対し中国における環境融資は、これら両方の性格を持つとともに、政府の統制色が強く、両高企業³⁾への与信制限など、ネガティブ・スクリーニングを伴ったより広い内容を含むものとして行われている。中国の環境融資政策についての既往研究は、①中国の環境融資の発展現状分析、②中国と外国の環境融資発展の比較分析の研究、および③中国の環境融資に関する総合的な考察に分かれる。①に属するものとしては、黄東婷（2011）および甘迎・朱劍（2011）がある。黄東婷（2011）では、中国の商業銀行が環境融資を発展させる必然性を説き、中国における環境融資における発展の現状を分析することを通してその問題点を分析し、対策を提出している。また甘迎・朱劍（2011）では、中国の銀行業における環境融資の特徴を分析し、さらにその実践における欠陥を分析することによって中国銀行業における環境融資の発展を推進するための知見を提示している。②に属するものとしては、陳柳欽（2010）、林可全・呂堅明（2010）および伊藤昭男（2012）がある。陳柳欽（2010）では、中国と海外諸国における環境融資の発展をそれぞれ分析することにより、「中国では、環境融資に対する認識が未熟なため、外国の経験を学び、国家全体に産業政策や商業銀行の経営状況と結び合わせ、自分自身に相応しい環境融資システムを構築すべきである」という結論を導いている⁴⁾。林可全・呂堅明（2010）では、法律・法規、政府の政策、責任追及制度、インセンティブの面において、イギリス・アメリカ・カナダ・日本における環境融資の実施状況进行分析し、それを中国における環境融資の実施状況と比較して、中国における環境融資の発展を改善するための知見を提示している。また伊藤昭男（2012）は日中間三カ国の環境融資政策の比較を試みたものである。③に属するものとして確認できたのは、叶汝求ほか（2011）のみであるが、これまでの中国におけるグリーン融資に関する取り組み、国際的な比較、さらに今後の中国におけるグリーン融資についての政策提案など総合的な考察を行っている。このように中国における環境融資研究は、発展と現状の分析、外国の環境融資発展との比較（主に欧米諸国との比較）に関する研究は多いものの、中国の社会経済の固有性に適合した環境融資政策を発展させていくための課題分析はいまだに不十分である。また、発布されたばかりの「綠色信貸指示（グリーン貸付指針）」を研究範疇に取り込んだ課題分析も緒についたばかりである。以上の諸点に鑑み、本稿では中国の環境融資政策であるグリーン貸付政策について「綠色信貸指示（グリーン貸付指針）」を研究の範疇に取り入れ、政策的特色とステークホルダーの関係構造を明らかにした上で、主要アクターである銀行業の課題を中国の社会経済上の固有性も考慮して探求する。本稿の構成は次のとおりである。第1節：研究の背景、研究サーベイ、研究課題の提示、第2節：中国における環境融資の取り組みについての現状把握、第3節：中国の環境融資政策の特色とステークホルダー

一の関係構造についての考察、第4節:主要アクターである銀行業の課題についての考察(企業事例も参考として)、第5節:結語である。なお、研究方法としては、文献研究を主とし、関係者からの意見聴取を参考として加えている。

2. 取り組みについての現状把握

2.1 政府の取り組み

2.1.1 環境融資政策の初期段階(1995-2005年)

1995年2月に、中国の中央銀行である中国人民銀行は「関与貸付政策与加强环境保护工作有关问题的通知」を發布し、金融業界が環境保護事業を支持すべきと提唱し、銀行が貸付を行う際に、生態資源保護と汚染防止を考慮に入れ、環境保護規定に違反する企業に対して貸付をしてはいけないと要求した。だが、その後に公布された「商業銀行法」と「貸付通则」は上述の原則を無視したようである。2004年4月には中国发展改革委员会・中国人民銀行・中国銀行業监督管理委员会の3部門が「関与进一步加强产业政策和贷付政策协调配合控制贷付风险有关问题的通知」を發布し、環境リスクが低く発展が提唱される産業に対しては積極的な貸付を、反面、リスクが高くて生産を制限すべき産業に対しては貸付の制限をする旨を規定した。2005年10月には低炭素経済の発展を支持するため、元国家環境保護総局と国家開発銀行は、長期的かつ安定的な金融協力関係を求め、「開発性金融合作框架协议」を締結した。国家開発銀行は、5年以内に国家環境保護「十一五計画」プロジェクトに対し、500億元の政策性貸付を行うことを承諾した。これにより規模の大きいグリーン・プロジェクトと企業に対して長期的かつ安定した金融支援を提供することができるようになった。2005年12月には国务院が「関与实行科学发展加强环境保护的决定」を發布し、国家产业政策と環境保護標準に合わない企業に対して貸付を停止すると明確に規定した。これにより中国における環境融資が本格的に開始された。

2.1.2 環境融資政策の進展段階(2006年以降)

2006年12月9日、中国人民銀行と元国家環境保護総局は、環境情報を銀行クレジット管理システムに導入する協力的枠組みを作成し、2007年4月1日からは元環境保護総局が企業の環境保護情報を全国統一のデータベースに導入するに至った。これは商業銀行が貸付審査にあたっての重要な根拠となるものである。2007年6月には、中国人民銀行が「中国人民銀行関与改进和加强省エネ环境保护领域金融服务工作的意见」を發布し、両高企業に対する金融上の厳しい制限、グリーン金融商品の開発と貸付管理制度の変革、環境保護部門との協力強化を要求した。2007年7月には元国家環境保護総局・中国人民銀行・中国銀行業监督管理委员会の3部門が共同で「関与实行环境保护政策法规防范融资风险的意見」を發布した。これは、現段階における環境金融の基礎意見と言われるものであり、低炭素経済を推進し、産業構造を高度化するという産業政策に従い、両高企業に対して貸付を厳しく制限する

と規定しただけではなく、環境保護部門と金融機関が積極的に協力し、「環境情報公開方法(試行)」に基づき情報公開システムを作ることも非常に重要であることを指摘したものである。また、人民銀行は、商業銀行を督促し、環境情報を企業と個人の信用基礎データベースとして導入すべきであると規定した。2007年11月には中国銀行業監督管理委員会が「省エネ减排クレジット工作指導意見」を發布し、「区別待遇」⁵⁾の貸付原則を提出した。つまり、制限・淘汰類プロジェクトに対しては貸付を厳しく制限し、国家の勧めるプロジェクトに対しては支持するという原則である。また、銀行業金融機関の貸付管理に対しても、次の三点の要求を出した。①「六項必須条件」⁶⁾。②貸付する際の支出管理を強めること。③分類管理を行うこと。続いて2008年3月には環境保護部が「関与規範向中国人民銀行征信システム提供企業環境違法情報工作的通知」を發布した。企業の環境保護情報が中国人民銀行のクレジット管理システムに入り、商業銀行はこれらの情報を調べることにより、一部の企業に対して、貸付の制限や、ローンの取り戻しをすることができる。2009年12月には中国人民銀行・聯合中国銀監会、中国証監会・中国保監会は「関与進一步做好金融服務支持重点産業調整振興与抑制部分行業産能過剩的指導意見」を發布した。「区別待遇・有保有压」⁷⁾を提唱し、制限・淘汰類企業に対してはさらに制限を強化し、環境に優しく・エネルギー消耗の低い企業に対してはさらに支持することを要求した。また、金融機関は積極的に低炭素金融商品を開発し、低炭素経済の発展を支持すべきことを強調した。さらに2012年2月24日に、中国銀行業監督管理委員会は、「綠色信貸指引(グリーン貸付指針)」を發布した。指針には以下のような特色が見られる。まず、中国国内のすべての金融機関を対象に貸付をする際には環境・社会リスクを配慮して行うべきことを強く要求した。また、銀行業金融機構における社会責任意識の強化と、銀行業自身における体質の向上を強調した。企業環境リスク評価に関する情報の共有や、環境融資効果における評価システムの完備も強調した。以上を振り返ると、初期段階(1995-2005年)では、様々な政策が發布されたものの、当時は環境保護部門と銀行業の環境融資に対するインセンティブが不足していたため、それらの環境融資政策は十分重視されず、各金融部門も積極的な実施とならなかったが、進展段階(2006年以来)からは、環境融資政策の必要性の理解が進み、グリーン貸付政策も完備されるようになり、環境保護部門と銀行業の情報交流システムも一層整えられ、発展の方向付けがなされた。なお、各地方政府においても、それぞれの関係組織が中央の政策に倣い、各地の状況に応じたグリーン貸付政策の推進に取り組んでいる。

2.2 銀行による実践

グリーン貸付政策の主要アクターは銀行であり、その具体的な実践の把握が重要である。近年、多くの商業銀行は政府のグリーン貸付政策に従い、積極的に環境融資に取り組んできた。以下では、グリーン貸付をリードしてきた五つの銀行の実践について整理する。(1)、(2)、

(3)は中国の五大商業銀行であり、(4)、(5)は大手地方株式制商業銀行である。また(6)は国家の政策性銀行である。

(1) 中国工商銀行

中国工商銀行は、2007年9月に「関与推進“緑色貸付”建設的意見」を發布し、「企業環境保名簿」の作成を表明するとともに、貸付相手に対しては「環境一票否決」⁸⁾制度をとることを提示した。近年、中国工商銀行は、国家環境保護部の環境リスク標準に基づき、企業の環境リスクを分類し、「環境融資項目分類標準」を作成の上、「緑色貸付項目標識」を採用し、貸付項目の分類作業を完成した。その成果として中国工商銀行の貸付残高の99%は、国家環境保護部門が認定した企業が占めるようになった。

(2) 中国建設銀行

中国建設銀行は、1986年に「中国建設銀行工業項目評価試行方法」を發布し、中国銀行業において環境評価を銀行貸付に取り入れた先駆的銀行である。2006年には「大中型顧客授信審査五項基本原則」を制定し、率先して「環境一票否決」制度を提示した。2008年には貸付システム調整政策を發布し、赤道原則⁹⁾研究ワーク・チームを成立させ、環境金融に積極的に取り組んでいる。

(3) 中国銀行

中国銀行は、「環境一票否決」制度を取り、両高業界に貸付を制限し、企業名簿管理を行ってきただけでなく、9つのグリーン産業に対して研究を進め、2010年には研究結果に基づき、率先して「グリーン新型産業貸付政策」を提示した。

(4) 興業銀行

興業銀行は2007年10月に「金融機構関与環境和可持続發展的声明」に署名し、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)に加入した。2008年10月31日には赤道原則を承諾することを公布し、中国初の赤道銀行となった。さらに、2009年には国内「可持続金融中心」を成立させ、環境融資の専門人材を育成し、7種類の融資モデルを提出した。2009年12月3日には中国銀行業における初の赤道原則プロジェクトに取り組み始めた。

(5) 浦東發展銀行

浦東發展銀行は、2008年に中国商業銀行業としては初の低炭素経済整合サービス方案「緑色貸付総合サービス方案」を提出した。これにより、IFC、CDM¹⁰⁾などの組織と協力して、グリーン金融商品システムを整備した。2009年7月には中国財政部、国家發展改革委員会とフランス開発庁¹¹⁾の指導のもとに広東・山東・安徽省における三つのグリーン・プロジェクトに貸付を行った。2009年10月25日に、浦東發展銀行は天津中新生態城投資管理会社等と、生態城緑色産業協会を成立させた。

(6) 国家開發銀行

国家開發銀行は、国家發展戦略を支持することを自らの責任とし、環境融資に積極的に取

り組んできた。例として、太湖汚染処理プロジェクトが挙げられる。2008年6月までに、「省エネ・減排専項基金」を通して300億元を環境融資に用い、その中の45億元を太湖汚染処理プロジェクトに使用したという。また、2009年2月には環境保護部と開発性金融協力協議を締結し、特に大きなグリーン・プロジェクトを対象に貸付をしてきた。そのため、貸付金額は他の商業銀行よりはるかに大きい。中国の環境融資政策の実施を中心的にリードしているといえる。

このように、政策性銀行や大型商業銀行、株式制商業銀行の一部は環境融資政策の進展に伴い積極的な取り組みを行いつつあるが、一方で、都市商業銀行や農村商業銀行、農村中小金融機関などはいまだに環境融資の流れに乗り切れていないようである。しかし、前述したとおり、2012年2月24日には「綠色信貸指引（グリーン貸付指針）」が發布され、中国国内のすべての金融機関がグリーン貸付を積極的に推進するよう促されている。

3. 中国における環境融資政策の特色とステークホルダーの関係構造

3.1 中国における環境融資政策の特色

3.1.1 目的・ねらいからみた特色

2.1 で見たとおり、中国における環境融資政策の發布には人民銀行や銀行業監督管理委員会が関与しているだけでなく、環境保護部や發展改革委員会など複数の政府機関が関与することが多い。すなわち中国における環境融資政策には、金融政策、環境政策、産業政策のポリシー・ミックス的性格が強いという特色がみられる。例えば、2012年2月24日に中国銀行業監督管理委員会が發布した「綠色信貸指引（グリーン貸付指針）」では、中国国内のすべての金融機関を対象に、貸付をする際に環境・社会リスクを配慮して行うべきことを強く要求した。「銀行業金融機関は、国家環境保護法律法規、産業政策、業界参入許可政策などの規定に従い、国が重点的にコントロール制限する種類及び環境・社会リスクが高い業界に対する専門的な融資指針の制定を実施すべきである」¹²⁾という内容に示されるように、環境融資政策の主眼には、産業構造の高度化と産業競争力の強化が包含されていると考えられる。また、「銀行業金融機関は戦略的な視点から環境融資業務の展開を推進し、循環型経済に力を入れ、環境・社会的リスクを防止することを通して、自身の環境・社会に対する責任を取るべきである。それにより、融資構造を改善し、サービス水準を向上させ、發展方式の転換を促進すべきである」¹³⁾に示されるように、銀行業の体質の向上、競争力の強化も同時に目指していると考えられる。すなわち、大手銀行の地方への過剰浸透、地下錢庄¹⁴⁾などの高利貸しの行き過ぎた活動、海外銀行との国内ビジネス競争の激化予想を抱える中国にとって、今後の銀行業界の改革は「綠色信貸指引（グリーン貸付指針）」における重要な政策課題となっている。

3.1.2 方法・手段からみた特色

方法・手段からみて中国における環境融資政策には①政府主導・地方追随の傾向、②直接的強制的な行政手段の行使という二つの特色がみられる。

① 政府主導・地方追随の傾向

中国では政府上位で方針が決定され、それを各金融機関が執行している。また、地方政府は、中央政府の方針に追随して地域の実情も考慮に入れながら環境融資政策を推進している。中央政府は政策内容、実施システム、保障措置など様々な面から環境融資についての規定を作成し、指導的な役割を果たしている。各金融機関はそれらの様々な規定に従い、環境融資政策を実施する役割を果たしている。また、各地方政府は自らの地域の特色を考慮し、中央政府の方針に従って各自で地方の環境融資政策を工夫する役割を果たしている。したがって環境融資の基準は各地方によって違いも生じている。それに対し、海外における環境融資政策の推進は中国とは大きく異なる。政府・市場・銀行業が役割を分担して環境融資の政策作りと実践を推進するのである。政府の主な役割は立法・金利補助・審査であり、銀行業は具体的な環境融資政策を制定する。ドイツの例でいうと、環境融資に関する金融商品の融資から販売までは政府が関与せず、公開・透明に展開している。政府は利息を補助し、管理方法を制定するだけである。日本の場合は日本企業における環境ビジネス・イノベーションの推進が目的であり、政府が支援的立場に立つ民間主導型であると言える。また、各地方による政策の違いもみられない。

② 直接的強制的な行政手段の行使

中国における環境融資政策は、規制が強く、強制的でかつ影響範囲も広いという特色を有している。2012年2月24日に発布された「綠色信貸指引（グリーン貸付指針）」を例にみると、中国国内のすべての金融機関を対象に、「環境・社会的評価の低い顧客とは、信用取引を行うべきではない」、また「すでに信用取引を行った項目に対しては、各段階において、環境・社会リスクの審査項目を設け、重大なリスク弊害がある場合、貸付を中止ないし停止すべきである」¹⁵⁾と強く要求している。なお、補助金など金融機関や企業に対してインセンティブを与えるような政策項目や市場を利用して環境融資を実施するような政策はあまり見られない。また、環境融資政策はこうした強制的な特色を有しているものの、法律上における強制性を有していないのも特色である。なお、全国一律の画一化した制度にせず、こうした指針によって政策を推進していくことは広大かつ歴史・文化・民族が多様な中国においては政策的に用いられる常套手段であり、その困難性に由来する特色とも考えられる。また、海外諸国との比較で見ると環境融資政策に取り組んできた国々は概ね自主的・民間主導である点が特色であり、この点において中国とは相違がみられる。例として日本においては2003年10月に「国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）」が東京で開催されて以来、銀行による環境融資の気運が高まり、日本政策投資銀行は、環境に配慮した金融商品の開発推進を具体化するメニューとして世界初の「環境格付融資」制度を開発した。日本政策銀行は

政策性銀行であり、政府の方針を体現する立場に近いものの、政府は、環境省およびその傘下の日本環境協会を通じて利子補給を補助している程度であり、あくまで銀行業を中心とした環境融資の推進という立場を維持している。

3.2 ステークホルダーの関係構造

中国のグリーン貸付政策の課題を考察するに際して、そのステークホルダーとそれらの関係構造を明確化しておくことは重要である。それについて示したのが図2である。グリーン貸付政策に係るステークホルダーは、①資金貸付主体である銀行、②資金の借り手である企業、③グリーン貸付政策を主導する政府、④中央政府によるグリーン貸付政策を地方レベルで推進する責任を負うとともに、地方企業と連携して経済活動を担うという2つの側面を有する地方政府から構成される。各ステークホルダーの関係構造は図2に示すように、銀行と企業は資金の貸借関係、中央政府はグリーン貸付政策を主導する立場から銀行に環境保全という社会的責任や業務の高度化を果たす圧力をかけるとともに、企業の環境保全対応に関する情報提供など支援する関係にある。グリーン貸付政策の発展の観点から問題構造となるのは地方政府のあり方である。すなわち、予算制度の問題もあり、地方政府は自らの地域の経済発展を図るため、両高企業をはじめ環境汚染型企业に対しての査定が甘くなり易く、また役員や資金など組織的・個人的な連携も強い。さらに「関係(グワンシ)」など中国特有の人間関係・社会文化から直接・間接を含め銀行への貸付供与圧力を排除することは困難であり、こうした関係構造を踏まえてグリーン貸付政策を発展させるための課題を考察する必要がある。

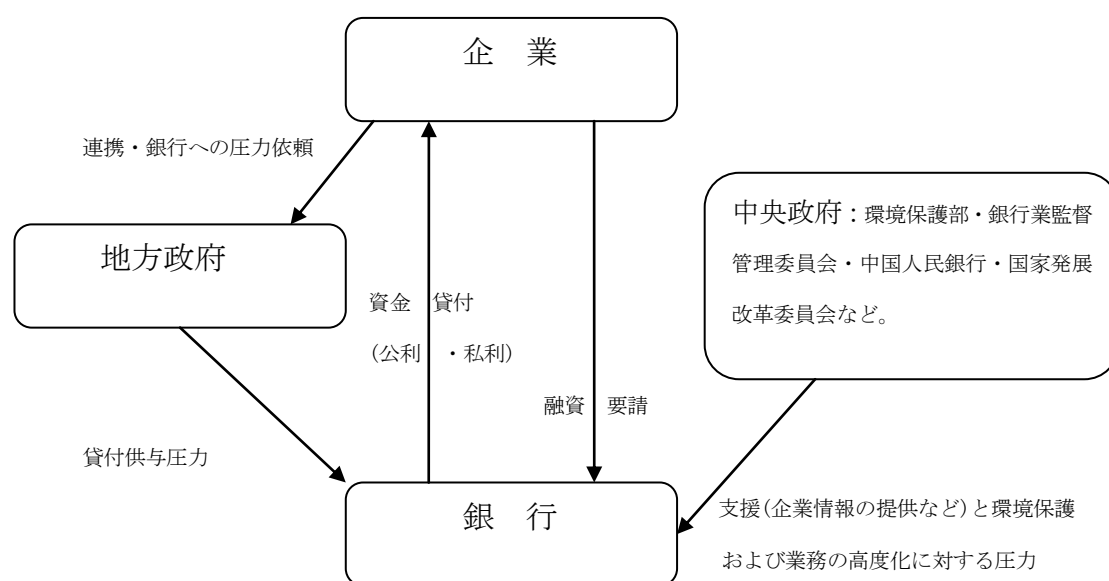


図2 グリーン貸付政策に係るステークホルダーとその関係構造

4. 主要アクターである銀行業の課題

4.1 参考事例：興業銀行

主要アクターである銀行業の課題を考察するに際して中国において最も組織的に環境融資を推進している興業銀行を事例分析することは、今後、中国の銀行業がグリーン貸付政策を発展させる上で有用な情報および知見を得る可能性があり有益であろう。興業銀行の分析において解明されるべき最も重要なポイントは、どのようにして興業銀行は環境金融ビジネスを成功させたかという点である。これについて関係文献（唐・王 2010）および興業銀行のホームページを活用して考察する。先ず着目すべきは経営陣による先見性の高さである。興業銀行は先進性、科学性を重んじた。董事長の高建平はもとより、議論を重ねた経営陣事態の先見性・先進性の高さが推察される。興業銀行はその前身である福建興業銀行として1988年8月26日に福建で成立し、2000年に全国的な銀行になるべく新たな増資を行っている¹⁶⁾。また、2003年には香港恒生銀行、国際金融公司（IFC）、シンガポール政府直接投資公司（GIC）と26.973億元の株券譲渡協議を調印している¹⁷⁾。このように興業銀行は設立当初から積極果敢なビジネス展開をしているばかりか、戦略的に国際的金融組織とビジネス連携によって先進的な金融ビジネス情報の入手や学習機会を高め、興業銀行の素質自体の向上に積極的な作用をもたらした¹⁸⁾と考えられよう。とりわけ国際金融公司（IFC）との結びつきは興業銀行をグリーン銀行としていく上で大きな意義を有しているように思える。地球的規模での環境保全、温暖化対策としての低炭素化が年々高まっていく中で、興業銀行はグリーン理念を組み入れた企業統治文化を持つに至ったこと、すなわちグリーン理念を興業銀行の核的価値観¹⁹⁾として差別化戦略をとることが有効な戦略であることを悟り、結果として当初の小さな財務会社から今では10大銀行の仲間入りするまでになったと考えられる²⁰⁾。グリーン理念の確立にとってとくに重要な出来事は国際金融公司（IFC）とエネルギー効率融資、すなわち省エネ・二酸化炭素排出量減少プロジェクト融資において2006年5月に提携したことである。興業銀行のグリーン金融事業化を決定づけたのは高建平董事長であった²¹⁾。その後、興業銀行は企業統治を漸次向上させ、2007年7月には社会責任業務指導グループを設置するなど、持続可能な金融発展戦略のための組織改革を続けるとともに²²⁾、グリーン貸付に関しては、国際金融公司（IFC）から2億元の損失分担提供と技術援助も受け、国際的な支援の下で省エネ・二酸化炭素排出量減少プロジェクト融資業務を展開した²³⁾。その成果は世界銀行をはじめ国際的な評価を得るに至った²⁴⁾。2008年2月には国際金融公司（IFC）と省エネ・二酸化炭素排出量減少プロジェクト融資業務について二度目の提携を調印し、国際金融公司（IFC）は興業銀行に1億米ドルの融資元金リスク分担を提供している²⁵⁾。また、2008年10月には正式に中国初の赤道銀行となり、環境と社会リスク管理政策の制定、持続可能な金融室および持続可能な金融センターの設置、銀行内部の業務プロセスと運用メカニズムの改革、国際金融公司（IFC）とのさらなる規模の連携、国際および国内の交流・連携を進めるほか、“銀

銀プラットフォーム”と呼ばれる新たな中小型銀行との連携ビジネス・モデルも主導している。このように興業銀行がどのようにして環境融資に成功したのかという理由は、①国際的先進的な金融機関と積極的に連携をすすめ、グリーンおよび企業の社会的責任といった企業理念と金融イノベーションが興業銀行の差別化戦略にとってコア・コンピタンスおよびポジショニングになることを的確に洞察したこと、②グリーン理念および社会的責任意識について精神面にとどまらず、それに応ずるための組織や体制の変革など学習およびイノベーションを推進・実行²⁶⁾し、企業（組織）文化として定着させたことにあるといえよう²⁷⁾。

4.2 グリーン貸付政策の発展に向けた銀行業の課題

これまでの考察を基にグリーン貸付政策の発展に向けて銀行業が取り組むべき課題を以下に考察する。

4.2.1 基本的課題

銀行業がグリーン貸付政策に呼応することは理念あるいは規範的に理解できても基本的に克服していかなければならない課題は、それは銀行が営利組織であるという点にある。企業への資金貸付によって主に利益を追求している銀行業は、貸付先企業が環境保全型企業かどうかを問うよりも、資金をいかに問題なく回収可能かという点にビジネス上の重点を置こうとすることは行動としてありうることである。したがって社会的責任（公益）と私的企業利益（私益）とをいかにして同時に獲得するかが難しい問題となる。先の興業銀行の場合、国際金融公司(IFC)から融資資金の損失担保といった公益を追求する場合のリスク回避対応が生じていた。しかし興業銀行のような環境金融事業の先端を走る銀行は別格であり、グリーン貸付指針によって融資を営む中国の全ての金融機関がそれに呼応しなければならなくなった現在、ほとんどの銀行がリスクすなわち実際に取り組んでいくためのハードルの高さを認識しているだろう。したがってこれを解決していくための課題は自ずと明確である。一つは、個々の銀行が社会的圧力に対応していけるように、グリーン貸付に取り組めるためのリスク軽減政策を実行していくことであり、もう一つは、銀行自らが内部改革を実施することである。グリーン貸付政策が発展できるかどうかは、両者を同時並行的に推進していくことができるかどうかとほぼ同義であり、あとは個々の銀行の企業家精神および経営戦略に基づく企業努力にあるといえよう。以下、両者の課題について考察・整理する。

4.2.2 リスクを軽減するための課題

ここでの第一の課題は、グリーン貸付に取り組む銀行に対してインセンティブとなる支援措置を実施することである。両高企業への貸付停止などリスクを取りつつ環境重視の経営を進める銀行に対してはその努力を評価し、興業銀行において国際金融公司(IFC)によるインセンティブの付与が見られたように、銀行業にとってグリーン貸付を行おうとさせるための何らかのインセンティブを中央政府が与えるならば、その政策効果を高めることとなろう。梁

は、グリーン金融融資については融資規模制限において別扱いにすること、およびグリーン金融業務の金融債を特別に発行できるようにすることを建議している。また、グリーン金融業務を取り扱う銀行の営業税率および所得税率を下げるべきことも建議している、さらに、グリーン金融プロジェクトの認証規則を公布し、商業銀行にプロジェクトを提出するよう指導することも建議している²⁸⁾。第二の課題は、地方政府幹部の業績評価を現在の経済効果重視から環境保全効果を重視した持続可能な社会経済評価に切り替えることである。グリーン貸付政策を発展・成功するためには銀行ビジネスの課題のみが克服されれば成就するものではない。これまで地域経済成長を支えてきたのは両高企業であり、地方政府はこれらをかばわざるをえない。一方、商業銀行の発展は地方政府の支持を必要としている。こうしたいわゆる地方保護主義化現象を中央政府の強力な支援によって是正することなくしてグリーン貸付政策の発展を図ることは非常に困難と言わざるをえない。地方保護主義の弊害を打破するには、「中央と地方の関係を調整し、地方政府の幹部が抱いている「経済発展を重視、環境保護を軽視」という傾向を、制度を含めて変えていかなければならない²⁹⁾」と指摘することは正論であろうが、地方保護主義をもたらした思想の根源には、「官僚に就任すれば、その地方に幸福をもたらすべきであるという良い官僚意識がある³⁰⁾」との指摘や、中国の社会文化に根づく関係(グワンシ)という特徴、さらには分税制³¹⁾後、顕著となった中央と地方の財政関係など多くの要因が関係していることにも注視すべきである。いずれにせよ国土環境を重視した地域発展を地方政府の次元で実現していくことが正に重要な課題である。なお、梁は地方政府がグリーン発展基金あるいは担保公司を作り、銀行と協力し、銀行の中小企業の省エネ・排出削減プロジェクトの展開を支持するべきであると建議している³²⁾。第三の課題は、環境保護部の組織的能力のさらなる強化が必要である³³⁾。企業の環境に対する監督・評価システムを整備・強化することが環境保護を守らない企業を取り締まるための絶対条件であり、一層の強化が必要である。また現在進めている企業の環境保護情報に関するデータベース³⁴⁾はグリーン貸付を実施する銀行への提供情報として重要であるため、一層のシステム化と精度向上に努めるべきである。第四の課題は、銀行の取り組みに対する指導を現在の指針から具体的な実施基準および評価基準へと整備し、グリーン貸付指針に従わない、あるいは違反する銀行に対して強制性を有する責任追及制度を確立すべきである。指針逃れを続ける銀行の方が環境保全に留意する銀行よりも高利益をあげるという構図が存在しては、グリーン貸付政策の発展は望めない。先のインセンティブ政策の対として何らかの罰則規定・措置を設けるべきである。第五の課題は、中国企業の国際業務にも適用範囲を広げ、ダブル・スタンダードとして海外諸国から非難されないようにすべきである。

4.2.3 銀行業の内部改革

銀行業の内部的課題は、大きく経営意識面と組織・体制面、そして銀行の業界構造面に分かれる。経営意識面の課題は、銀行が公益組織として環境保護や社会的責任を迫すべきで

あると明確に表明しえる段階に至っている銀行は大型商業銀行のレベルであり、多くの銀行は企業の私利追求に専念せざるを得ない段階といえよう。こうした銀行の経営意識を他の課題の取り組みとあわせて払拭していく必要があるが、銀行経営においても先見性を発揮し、環境保護を含めた企業の社会的責任を新たな企業理念および企業文化として定着させていくことが大前提として必要である³⁵⁾。組織・体制面の課題は、グリーン貸付を実施するためのそもそもの審査能力が欠けており、その向上が専門人材の育成・採用とあわせて図らねばならないことである。それに相応しい組織体制の変革も課題であり、それらを通じてグリーン貸付に関する商品開発やプロジェクトの構築を積極的に取り組むべきことが課題であろう³⁶⁾。銀行の業界構造面の課題は、中国の銀行業界が大型商業銀行はともかく、中小銀行や民間金融あるいは地下銭庄・高利貸しと呼ばれるインフォーマル金融を包括しており、これらの金融機関による両高企業への監督・管理・規制が野放しということであれば他の金融機関がグリーン貸付に努力してもその発展・効果は弱いものとなろう。大型商業銀行の農村部への過剰浸透など中国の銀行業界の産業内高度化は今後予想される海外銀行の中国国内での営業許可に伴う競争力強化としても必要な変革であり、中長期的な中国の銀行業界のあり方からみた戦略的な取り組みが必要であろう。なお、インフォーマル金融の変革には企業を含めた市民の社会・環境リスクに関する知識の普及啓蒙も必要である。

5. おわりに

本稿では、中国の環境融資政策の特色とステークホルダーの関係構造を考察した上で、主要アクターである銀行業の課題を考察した。これより中国のグリーン貸付融資政策を発展させるためには主要アクターである銀行業の企業統治の向上が不可欠であること、またその具体的課題として、取り組みリスクを軽減するための課題および銀行の内部改革という両輪の同時推進が必要であることを明らかにした。そうした課題の中には中長期を要する課題も含まれるが、中国の銀行業はグリーン貸付政策を今後の銀行業界の産業内高度化を図る絶好の機会ないしは銀行業に課せられた貴重な試金石と捉え、積極的に挑戦していくべきである。そのことが中国における銀行業界の競争力強化および持続可能な発展に結実していくであろう。

注

- 1) 日本政策銀行の実践については、竹ヶ原（2010）を参照されたい。
- 2) 中国銀行業監督管理委員会は中国の巨大な銀行システムを管理しており、国有商業銀行、株式商業銀行、都市商業銀行、都市信用社、農村商業銀行、農村合作銀行、ノンバンク、政策金融機関（国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行）、郵政貯蓄銀行、外資銀行を管理対象金融機関としている。
- 3) エネルギー消費と汚染度が高い企業を指す。

- 4) 陳(2010、15 頁)を参照されたい。
- 5) 汚染企業と環境に優しい企業を区別して待遇することであり、汚染企業に対しては貸付を制限し、環境に優しい企業に対しては優遇する。
- 6) 次の六項目の規定や要求に従うことを指す。①産業政策と市場参入基準、②プロジェクト審査・許可または記録プロセス、③用地予備審査、④環境影響評価審査、⑤省エネ評価審査、⑥貸付・安全・都市計画。
- 7) 注4)と同義である。
- 8) 企業が貸付を受ける際、環境保護基準に達していない限り、他の貸付基準に達したとしても、貸付は制限ないし停止されること。
- 9) プロジェクトファイナンスの判断に環境・社会配慮を組み込んだもの。一定規模以上のプロジェクトを環境・社会面への影響に応じて3つにランク分けし、影響の大きいものについてアセスメントなどの管理を求めている。
- 10) IFCはInternational Finance Corporation(国際金融公社)の略称。CDMはClean Development Mechanism(クリーン開発メカニズム)の略称。
- 11) フランス語名は、AFD(L'Agence Française de Développement)である。
- 12) 「綠色信貸指引(グリーン貸付指針)」の第三章第十条を参照されたい。
- 13) 「綠色信貸指引(グリーン貸付指針)」の第一章第三条を参照されたい。
- 14) 中国における民間金融資本の形式のひとつ。不法金融組織。
- 15) 「綠色信貸指引(グリーン貸付指針)」の第四章第十九条を参照されたい。
- 16) 唐・王(2010、270 頁)を参照されたい。
- 17) 同上、270-271 頁を参照されたい。
- 18) 同上、271 頁を参照されたい。
- 19) 同上、269 頁を参照されたい。
- 20) 同上、267 頁を参照されたい。
- 21) 同上、271-272 頁を参照されたい。
- 22) 同上、272 頁を参照されたい。
- 23) 同上、274 頁を参照されたい。
- 24) 同上、276 頁を参照されたい。
- 25) なお、リスク分担については2.1 億米ドルであるという(倪欢 2008、35 頁)。
- 26) なお、社会的責任活動としては、①省エネ・排出減少、②地震・災害救済、③貧困対策、④教育援助、⑤ボランティア事業を実践している(興業銀行HP内の「興業銀行社会責任実践」より)。
- 27) 梁も興業銀行はグリーン金融戦略の下、グリーン金融の制度と体制の整備に努めたことを指摘している(梁 2012、16 頁)。
- 28) 梁(2012、17 頁)を参照されたい。
- 29) 包(2011、83 頁)を参照されたい。

- 30) 包(2011、73 頁)を参照されたい。
- 31) 1994 年の財政改革により実行され制度。税金を 3 区分(中央政府の取り分である国税、地方政府の取り分である地方税、両政府がシェアする共有税)し、中央政府よりも地方政府の収入が多かった構造を逆転させた。これにより従来、地方政府収入であった増値税収入を共有税として、地方政府に 75%、地方政府に 25%の配分とした。
- 32) 梁(2012、17 頁)を参照されたい。なお、趙は地方政府の行為を規範化し、“綠色”の障害を一掃する必要がある、そのために①地方政府の GDP 一辺倒を是正、②地方官僚の成績考課指標体系に環境保護指標を導入し、企業環境リスクの“一票否決制”を実現させることを主張している(趙 2011、21 頁)。
- 33) 伊藤(2009)を参照されたい。
- 34) 2007 年 4 月 1 月から元環境保護総局は企業の環境保護情報を全国統一のデータベースに導入した。2008 年 3 月には「関与規範向中国人民銀行征信システム提供企業環境違法情報工作的通知」が發布された。これにより企業の環境保護情報が中国人民銀行のクレジット管理システムに入り、商業銀行はこれらの情報を調べることで、一部の企業に対して貸付を制限したり、ローンを取り戻したりした。このように環境融資に関する情報公開システムの整備がなされてきたが、地域によってその差は大きく、いまだ情報公開システムが構築されていない地域が多い。
- 35) 梁は、綠色金融は単に銀行の一つの業務分類ではなく、一種の経営理念および企業文化であらねばならないと言及している(梁 2012、17 頁)。
- 36) 中国における銀行員の何人かにヒアリング調査(2012 年 6 月)した結果、環境融資について知らないとの答えが多かったことから、まだ銀行員全体には浸透していない段階のように思われる。

引用文献および引用サイト

(中国語文献)

- 甘迎・朱劍「中国銀行業綠色信貸政策實施現狀分析」、『法制与社会』、2011 年、214-215 頁。
- 黃東婷「我国綠色信貸的發展現狀与思考」、『市場論壇』、2011 年第 1 期、58-60 頁。
- 王竟「綠色信貸在中国商業銀行的發展問題研究」、『当代經濟』、2011 年 9 月下、72-74 頁。
- 陳柳欽「国内外綠色信貸發展動態分析」、『決策諮詢通訊』、2010 年第 6 期、1-15 頁。
- 林可全・呂堅明「商業銀行綠色信貸的國際比較研究及对我國的启示」、『探求』、2010 年第 4 期、49-60 頁。
- 唐斌・王相林「興業銀行：綠色理念成就可持續發展」、魯桐・仲繼銀ほか『公司治理基因：評価与案例』、中国發展出版社、2010 年、265-288 頁。
- 倪欢「IFC 將為興業銀行節能減排融資提供 2.1 億美元的風險分担」、『中国能源』、第 30 卷第 3 期、2008 年、35 頁。
- 趙瑞娟「以興業銀行為例探討綠色信貸在我國的發展」、『現代商業』、2011 年 35 期、20-21 頁。

梁平瑞「由“緑”而“金”:興業銀行的綠色發展之路」、『銀行家』、2012 年 04 期、15-17 頁。
 叶汝求・任勇・エルンスト・フォン・ワイツザック、『中国環境経済政策研究—環境税、綠色信貸与保險』、中国環境科学出版社、2011 年。
 興業銀行の HP: 興業銀行社会責任実践、アクセス日: 2012 年 8 月 29 日、
http://www.cib.com.cn/netbank/cn/Sustainable_finance/Social_Responsibility/20090709_4.html。

(日本語文献)

日引聡・有村俊秀『入門環境経済学—環境問題解決へのアプローチ』、中央公論新社、2002 年。
 竹ヶ原啓介『環境格付—環境金融の情報基盤』、社団法人金融財政事情研究会、2010 年。
 伊藤昭男「環境行政機関の改革に関する日中比較」、『中国 21』、2009 年 Vol. 32、221-236 頁。
 伊藤昭男「「日韓中」の環境融資制度・政策について」、『大田国際学術会議報告書』、2012 年、11-20 頁。
 包 茂紅「中国における地方保護主義と環境ガバナンス」、長峯純一(編著)『比較環境ガバナンス—政策形成と制度改革の方向性—』、ミネルヴァ書房、2011 年、63-84 頁。